

答申第23号（諮問第24号）

答 申

第1 審査会の結論

千葉市教育委員会（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対し、平成29年11月20日付け千葉市指令教指第42号により通知した個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）は取り消し、改めて請求にかなう個人情報を特定の上、開示又は不開示の決定を行うべきである。

第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

1 開示請求

審査請求人は、千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、平成29年11月6日付けで実施機関に対し、「千葉市立〇〇小学校が〇〇〇〇保護者である〇〇〇〇へ宛てた平成〇年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付け回答書記載のいじめ事案に関連のある〇〇小学校の職員会議および特別支援部会定例会議の会議資料および会議記録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

なお、本件開示請求は、条例第13条第2項に基づき、〇〇〇〇（以下「本人」という。）を開示請求に係る本人とする法定代理人により行われたものである。

2 不開示決定

実施機関は、条例第19条第2項の規定に基づき、本件開示請求に係る個人情報は存在しないとして、これを不開示とする決定を行い、その旨を平成29年11月20日付け千葉市指令教指第42号（以下「本件決定通知書」という。）により、審査請求人に通知した。

本件決定通知書には、「開示しない理由」として、以下のとおり記載されていた。

- 「・ 開示請求に係る事案が発生した平成〇年度以降の〇〇小学校の職員会議の会議資料及び会議記録には、開示請求に係る個人情報は記

録されていない。

- ・ ○○小学校の特別支援部会定例会議において、特別に支援を要すると思われる他の児童に係る個別の支援計画について情報交換を行う際に、開示請求者に関する報告がなされたことはあるが、同会議は特別に支援を要すると思われる児童への個別支援の事務の一環として行っているもので、上記支援計画以外の会議資料や会議記録は作成しておらず、また、上記支援計画には、開示請求に係る個人情報も記録されていない。

以上のとおり開示請求に係る個人情報の記載された文書は存在しないため、千葉県個人情報保護条例第19条第2項の規定により、開示しない。」

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成30年2月20日付けで実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 実施機関の弁明及び審査請求人の反論

- (1) 実施機関は、本件審査請求に対し、行政不服審査法第9条第3項の規定による読替え後の同法第29条第2項の規定に基づき、平成30年4月26日付けで、本件審査請求は棄却することが妥当であるとする弁明書を作成し、同条第5項の規定に基づき、これを審査請求人に送付した。
- (2) 審査請求人は、行政不服審査法第30条第1項の規定に基づき、弁明書に対する反論書を作成し、平成30年5月28日付けで実施機関に提出した。

5 諮問

実施機関は、条例第42条の規定に基づき、平成30年4月27日付け30千教総第99号により本審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求書及び反論書による審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

- (1) 本件不開示決定を取り消し、開示請求に係る個人情報が記載された文書の特定を改めて行い、開示するよう求める。

- (2) 本件処分は開示請求の申請拒否処分であるにもかかわらず、当該決定をするにあたっての理由付記が不十分で理由提示義務を果たしていないため、十分な理由付記を求める。

2 審査請求の理由

(1) 職員会議の会議資料及び会議記録について

ア 本人が小学校〇年の夏頃より同級生によるいじめを受けたことから、同学年の冬休み明けより不登校となったこと(以下「本件いじめ事案」という。)については、千葉市立〇〇小学校(以下「本件学校」という。)は、組織的な対応を行うための対応方針の議論や指示・周知、教職員間での意思疎通・共通理解・意見交換のために、「様々な教育課題の対応方針等」を議論すべき職員会議で、当然に取り上げるべきだったはずである。そして、職員間で情報交換・共有され、さらに校長としての対応方針が示されるべきだったはずである。

イ 自校の在籍児童が、学校の管理下における同級生からの集中的、継続的かつ執拗な暴力や暴言を伴ったいじめと学級担任の不適切な対応により、精神疾患を発症し、学校へ行くことができなくなり、長期欠席を余儀なくされているにもかかわらず、このような重大な事案を職員会議で取り上げず、会議記録等の公文書として残さない学校の対応方法は、公教育機関である実施機関のいじめ事案に対する公的な記録の在り方や、学校の情報公開の在り方に問題があると言わざるを得ない。

ウ したがって、本件いじめ事案に関する職員会議の会議資料や会議録の不存在を理由とする不開示決定は、到底納得できるものではない。記録が不存在というのであれば、それは職務懈怠か、意図的に文書化しなかったと考えざるを得ない。

エ 本件いじめ事案がいじめ防止対策推進法施行前の事案であるとしても、学校保健安全法第26条(昭和33年法律第56号)は「学校安全に関する学校の設置者の責務」を定め、いじめ問題に関する多くの通知等が文部科学省から出されている。それにもかかわらず、本件学校の職員会議の会議資料や会議記録に本件いじめ事案に関する記載がないというのであれば、その理由を明らかにする必要がある。

オ 本件いじめ事案について職員会議に取り上げなかったために会議資料や会議記録が存在しないというのであれば、取り上げていないことに対する実施機関の見解を示していただきたい。

実施機関には、児童の安全が第一であり、子どもの尊厳と権利が尊重され、子どもの最善の利益が確保されるべきはずの学校で、暴力や

暴言を繰り返す児童の情報が職員会議で共有されないことの理由を明らかにする説明責任があるはずである。

(2) 特別支援部会定例会議の会議資料及び会議記録について

ア 特別支援部会が支援対象児童への「個別の支援計画」(以下単に「支援計画」という。)の立案、遂行を行うための部会組織であり、また、対象児童への支援が単年度で終わるようなものではなく、情報が複数年にわたって引き継がれていく必要があることを考えれば、特別支援部会定例会議が単なる学年代表者の情報交換の場でしかなく、また、組織で共用すべき文書であって校長への報告資料ともなる会議録等の記録を作成していなかったとの弁明は到底承服できない。

イ 支援対象児童が暴力・暴言を繰り返し、周りの児童の心身にダメージを与えている場合にも、特別支援部会定例会議では情報交換のみに終始し、何らの検討や対応もしておらず、記録を残す必要がなかったということなのか、理由付記において明らかにしていただきたい。また、特別支援部会定例会議において本人に関する報告が口頭でなされた際、なぜその報告が記録として残されなかったのか、その理由も明らかにする説明責任がある。

ウ 加えて、特別支援部会定例会議において、支援対象児童の情報交換のために提出された文書はメモのコピー等であっても、組織共用の公文書であるので、実施機関はそれらの存在の有無についても確認する必要があるはずである。

エ 本件いじめ事案に関連する支援対象児童の記録は、本人の正当な権利利益に対する侵害についての情報であり、本件いじめ事案に特に言及したのではなくとも、本人にとって重要な個人情報である。

本件いじめ事案の前から本件学校は支援対象児童の性情を把握していたのであるから、支援計画が策定され、学校全体での共通認識が図られ、実効性のある取組みが行われていたならば、本人がいじめ被害にあわずに、安全で静謐な環境で義務教育を受けられていたはずであり、本件学校としての支援計画とそのPDCAの記録は、本人が受けた本件いじめ事案に係る重要な情報であって、本人にとっての重要な個人情報でもあることは明らかである。

オ 他者の個人情報という理由で開示請求者本人の個人情報ではないということにはならない。本件いじめ事案に関連性のある文書に関しては、そこに記載された内容は本人の個人情報であって、これを不開示とすることは、開示請求の権利行使が実効的に行われることを阻害している。

本人に向けて作成されたものではないが本人に深く関係するものを、

「他者の個人情報」であるという理由で対象個人情報から除外するのは不合理と言わざるを得ない。

カ また、市が発行した平成25年（2013年）版「個人情報保護事務の手引」の条例第15条第3号の項で、開示請求者以外の個人の正当な権利利益を侵害するおそれがあるかは、実施機関が個別具体的に判断するものとするが、違法な活動に関する情報は、当該第三者の正当な権利利益を侵害するとはいえないとしており、暴力や暴言によるいじめは人としての尊厳を奪う違法な行為である。

キ さらに、開示請求している個人情報は、学校管理下で行われたいじめ事案に関するもので、児童の人権保護や学校という閉鎖空間における事案であって、学校が情報を握っていることを考えれば、社会的にも行政としての説明責任が強く求められる事案である。

ク 本人の権利利益を保護するために必要性がある場合は、実施機関は条例第17条の規定による裁量的開示を行うことも可能であり、本人の心の傷が癒え、自尊心を回復し、心身の苦痛を感じずに生活できるようになるなどのためには納得できるいじめの解決が必要であり、侵害された人権を保護・回復するためにも、学校が持っている本件いじめ事案に関する情報開示が必要不可欠である。子どもの人権保護や、いじめが学校という閉鎖された空間において行われ、学校がその情報を握っていることを考えれば、学校を管理する立場にある実施機関においては、当然に情報開示に積極的に協力する責務があるはずである。

ケ 不存在を理由とする不開示決定については、存在しないことの合理的な理由やその経緯について、開示請求者が納得できる説明が必要である。

第4 実施機関の説明の要旨

審査請求に対する実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 文書の特定について

(1) 職員会議の会議資料・会議記録について

本件学校では、本人が○学年、○学年に在籍していた平成○年度及び平成○年度（以下「対象期間」という。）において、毎月1回職員会議が開催され、各会議における会議資料・会議記録が作成されていた。そして、実施機関が対象期間中の本件学校の職員会議資料及び会議記録を確認した結果、これらの資料及び会議記録には本件開示請求に係る個人情報は確認できなかったものである。

(2) 特別支援部会定例会議の会議資料・会議録について

本件学校では、対象期間において、心身の障害等から特別に支援を要すると思われる児童についての情報共有を行い、必要に応じて協議することで校内支援体制の充実につなげることを目的として、月1回程度の頻度で特別支援部会定例会議が開催されていた。そして、同会議は、児童ごとの支援計画をもって情報交換を行う形式で行われ、会議録は作成されていなかった。

よって、実施機関が対象期間の特別支援部会定例会議で会議資料として使用されていた支援計画のみを確認したことは妥当であり、また、これらを確認した結果、本人の個人情報を確認できなかったものである。

2 理由が不十分であるとの主張

本件決定通知書の「開示しない理由」には、実施機関が確認した文書及び当該文書の中に開示請求に係る個人情報が存在していないことを明記し、不開示とした根拠条文も記載しているため、理由付記が不十分であったとの主張は妥当でない。

なお、職員会議の議題として取り上げなかったことに対する見解については、本件処分の理由として記載すべきことではない。

3 開示請求者以外の個人の支援計画について

(1) 支援対象児童の支援計画は、当該児童の性格や傾向、それに対する学校の対応等について記載されたものであって、当該児童自身ですら知りえないような個人に対する担任教諭等の評価が記載されているものであり、本人が識別され、又は識別され得る情報を含むものではない。

(2) また、当該支援計画は、本件いじめ事案について特に言及したものではないため、審査請求人の「違法な活動に関する情報は、当該第三者の正当な権利利益を侵害するとはいえない」との条例第15条第3号を用いた主張は妥当でない。

(3) さらに、第三者の支援計画は、開示したとしても、本人の権利利益に影響を及ぼすような情報とは到底考えられないものである。そのため、条例第17条に規定される裁量的開示を行わなかったことに裁量権の逸脱又は濫用はない。

第5 審査会の判断

本審査会は、本件処分に関連する公文書並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

1 個人情報の特定の妥当性について

審査請求人は、本件審査請求において、特別支援部会定例会議の会議資料及び会議記録について、開示請求に係る個人情報が記載された文書の特定を改めて行い、開示するよう求めているので、本件処分における個人情報の特定の妥当性について検討する。

(1) 条例の趣旨及び解釈

ア 条例第2条第1号アは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」が「個人情報」に該当するものと規定している。

照合の対象となる「他の情報」には、実施機関において、通常の業務の範囲内に限定した調査に限らず、相当な調査を行うことにより入手可能な情報も含まれるが、特別の調査をしたり、特別の費用や手間をかければ入手し得るかもしれない情報により照合できる可能性があるにすぎない場合は、「個人情報」に含まれないと解される。

イ そして、条例第13条第1項は、何人も実施機関に対して、その保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することができる旨を規定する。

したがって、条例第2条第1号の「個人情報」に該当するものは、条例第13条第1項の規定による開示請求の対象となることになる。

(2) 本件処分における文書の特定の妥当性

ア 実施機関は、特別支援部会定例会議において使用されていた支援計画には、本人の個人情報は記録されていない旨を主張する。

イ しかしながら、本審査会が対象期間における支援計画を見分したところ、ある1人の児童に係る支援計画（以下「本件支援計画」という。）の中に本人に関する記載が一部含まれていることが認められた。すなわち、本件支援計画の中には、「特定の児童」との文言が記載された上で当該「特定の児童」と本件支援計画の対象児童との関わり合いに係ることが記載された部分が存在し、さらに、この「特定の児童」に関する記載部分と、実施機関が作成した別の文書中の記載（平成26年3月6日付け法律相談依頼書の資料2の4頁、6（1）の表の後に記載された文章部分の1行目から3行目までの記載）とを照合すると、当該「特定の児童」の中に本人も含まれていることを実施機関において客観的に認識することができるものと認められたものである。

ウ したがって、本件支援計画には、実施機関において他の情報と照合

することにより本人を識別することができる情報が含まれていると認められることから、実施機関が本件支援計画を本件開示請求に係る個人情報として記録された公文書として特定しなかったことは妥当でない。

2 その他

前記1に述べたほか、審査請求人及び実施機関は種々の主張をするが、これらの主張の当否について述べるまでもなく本件処分が妥当でないことは前記1で述べたとおりであるので、これらの主張については、後記第6で述べるものを除き、言及しない。

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 附帯意見

審査請求人は本件支援計画が条例第15条第3号に該当しないことを主張し、実施機関もこれに対する弁明を行っているところ、本件支援計画は、支援対象児童の氏名が記載されていることから、全体として、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該個人を識別することができるものにも該当し、かつ、開示することにより当該個人の権利利益が害されるおそれのあるものを多く含んでいるものと認められる。

したがって、本審査会は、実施機関に対し、本件処分の取消し後に行政不服審査法第46条第2項第2号の規定に基づいて改めて開示又は不開示の決定を行う際は、条例第15条第3号の規定の趣旨に照らし、慎重かつ適切に決定を行うことを要望する。

<参考>

答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成30年 4月27日	実施機関から諮問書並びに審査請求書及び弁明書の写しを受理
平成30年 5月 1日	審議（第110回個人情報保護審査会）
平成30年 6月 6日	実施機関から反論書の写しを受理
平成30年 6月21日	審議（第111回個人情報保護審査会）
平成30年 8月 3日	審議（第112回個人情報保護審査会）